

**那須塩原市塩原温泉家族旅行村  
(箱の森プレイパーク)**

**トライアル・サウンディング募集要項**

**那須塩原市産業観光部ツーリズム推進課  
令和8年6月**

## 1 トライアル・サウンディングの目的

トライアル・サウンディングは、那須塩原市が利活用を検討する公共施設等において、暫定利用（トライアル）する民間事業者等を募集し、一定期間、暫定的に事業を試行することで、当該施設が有する利用可能性を調査する制度です。

那須塩原市塩原温泉家族旅行村（以下、「箱の森プレイパーク」という。）は、昭和62年7月の供用開始から40年近くが経過し、施設の老朽化や震災等の影響による利用者の減少、維持管理コストの増大が課題となっていたことから、令和6年度をもって有料施設の利用を休止し、令和7年4月より、公園機能のみ営業を続けている状況です。

このトライアルの実施により、民間事業者様が持つスピード感ある対応と優れたアイデアやノウハウを活用し、施設の魅力や可能性を最大限に引き出し、管理運営及び維持管理に係る新たな財源確保策を見出し、また、新たな市民サービスの創出を図ることで、施設が有する利活用の可能性や課題等を調査することを目的としています。

塩原の豊かな自然という最高のフィールドを舞台に、素晴らしいノウハウを発揮していただける、またとない機会となることを期待しています。

## 2 期待される効果

### (1) 参加事業者のメリット

- ① 提案内容が、利用者のニーズやコンセプト等とマッチしているかを確認することができます。
- ② 当該施設等の立地、使い勝手、活用に必要な設備及び投資額等、事業の採算性を把握することができます。
- ③ 暫定利用のため、リスク負担が少なく、低コストで参画できます。
- ④ 事前に市の考え方を確認できるため、実際の募集への参加判断と市の意図を踏まえた事業提案ができます。

### (2) 那須塩原市のメリット

- ① 早い段階で市場性を確認することで、対象施設の滞在性や幅広い検討・新たな課題発見が可能になります。
- ② 民間事業者様の事業集客力、施設との相性などを確認することができます。
- ③ 民間事業者様の自由な発想に基づく提案により、利用者にとって魅力的な空間を創出することができます。
- ④ 民間事業者様が求める条件、要望等を把握することができ、今後の事業展開に役立てることがあります。

## 3 施設の概要

施設名称	那須塩原市塩原温泉家族旅行村（箱の森プレイパーク）
所在地	那須塩原市中塩原字箱の森
供用開始	昭和62年7月
休村日	毎週水曜日（祝祭日の場合は翌日） 12月1日から3月31日までの冬季期間
開村時間	午前9時から午後5時まで
敷地面積	35.6 ha（うち施設整備面積13.01 ha）
土地の状況	▶ 国有地93.5% ▶ 民有地 6.5% ▶ 市有地 なし
設置目的	自然体験公園として、若年層や子育て世代をターゲットに、快適で健全なレクリエーション活動の場を提供し、塩原温泉のイメージアップや地域活性化に寄与することを目的とする。
設置施設	下記、施設一覧のとおり 現在、有料施設については、全て休止している。

課題	平成28年の豪雨による土砂崩れによりサイクル列車の使用が不能。また、ホビーの里（各種体験ができる施設）への電圧電気供給が停止しているなど、施設全体の老朽化が大きな課題となっている。
----	--

#### 4 施設一覧

※令和7年3月末（自遊館童夢は令和7年11月末）で有料施設は全て休止している。

施設名	規模	内容等	有料	利用料	現状
管理棟	506㎡	総合案内（事務所）、研修室、休憩スペース、トイレ併設			
多目的広場	16,848㎡	野外ステージ、トイレ、四阿、アスレチック遊具等併設	○	野外ステージ 1,000円/1時間	アスレチック遊具は使用休止中
湿生園	2,000㎡	休憩舎に近接、ビオトープを再現した湿性園			
四季の丘	1,146㎡	カリヨン(組み鐘)の塔が建立している丘			
自転車広場	7,995㎡	変わり種の自転車等を楽しめる広場	○	変形自転車 300円/20分	
屋外調理施設	30基	屋根付きバーベキュー施設	○	300円/3時間	12基は使用不能
自遊館童夢	301㎡	昆虫に触れ合える施設			休止中
ホビーの里	5,007㎡	各種体験ができる施設	○	木工教室及び 焼き物教室 1,800円/1回	高圧電気供給停止中
バーベキュー場	5基	屋根付きバーベキュー施設	○	300円/3時間	
ケビンハウス	10棟	宿泊施設(最大5人収容) 27.4㎡/1棟	○	1棟当たり 15,450円/1泊	
遊湯センター	385㎡	日帰り温泉施設	○	一般 600円/1回	
休憩舎	159㎡	トイレ、足湯、休憩の施設			
駐車場		各種施設と併設(全体 普通車173台・大型車12台)			一部使用不能部分あり
サイクル列車		サイクル列車エリアを一周できるトレイン	○	1回1周200円	使用不能
散策用の遊歩道 自転車道路等		インターロッキング、アスファルト、林道			

溪流遊び場		水遊びが可能		
徒渉池	5,000㎡	人工浅瀬		

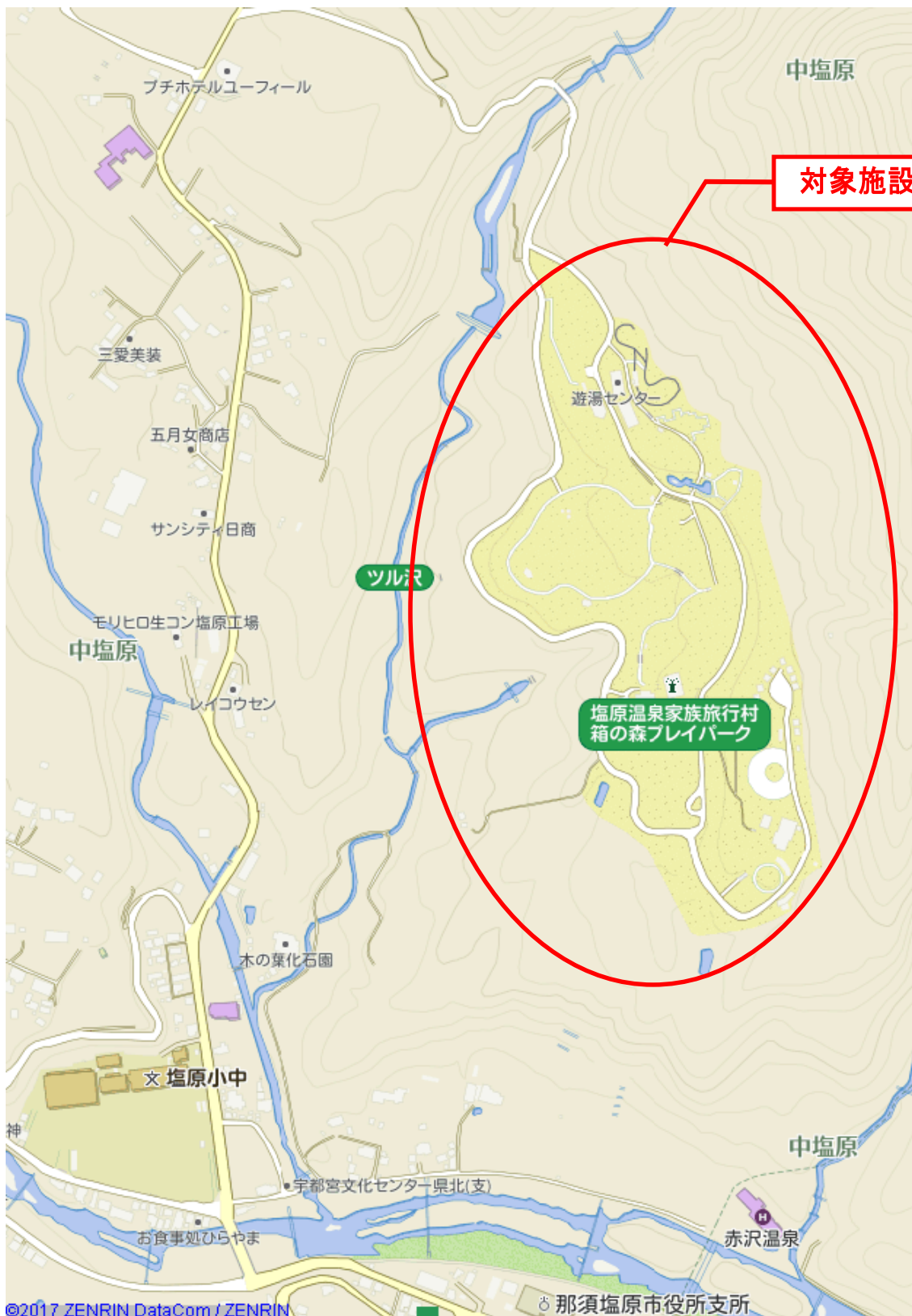
## 5 トライアル対象施設（場所）

今回のトライアル対象施設は、次のとおりとします。施設により、一部対象外の場所がありますので、詳しくはお問い合わせください。

また、駐車場について一部土砂が堆積しており、使用不能場所があります。

施設名	規模	内容等	トライアル可能場所	現状等
管理棟	506㎡	総合案内（事務所）、研修室、休憩スペース、トイレ併設	総合案内（事務所）以外は可能	
多目的広場	16,848㎡	野外ステージ、トイレ、四阿（あずまや）、アスレチック遊具等併設	トイレ以外は可能 ※野外ステージ利用は要協議	※トライアル実施期間中に、アスレチック遊具の補修工事が予定されている。 ※トイレは使用不能
四季の丘	1,146㎡	カリヨン(組み鐘)の塔が建立している丘	全て可能	
自転車広場	7,995㎡	変わり種の自転車等を楽しめる広場	広場の使用は可能 建物の一部（軽食堂）は使用可能	変わり種自転車は使用不可
屋外調理施設	30基	屋根付きバーベキュー施設	バーベキュー炉について一部使用可能	12基は使用不能 炭やその他の備品は事業者で準備が必要
休憩舎	159㎡	トイレ、足湯、休憩の施設	足湯以外は可能	
駐車場	—	各種施設と併設(全体 普通車173台・大型車12台)	一部を除き可能	一部使用不能場所あり
散策用の遊歩道 自転車道路等	—	インターロッキング、アスファルト、林道	全て可能	
溪流遊び場	—	水遊びが可能	全て可能	

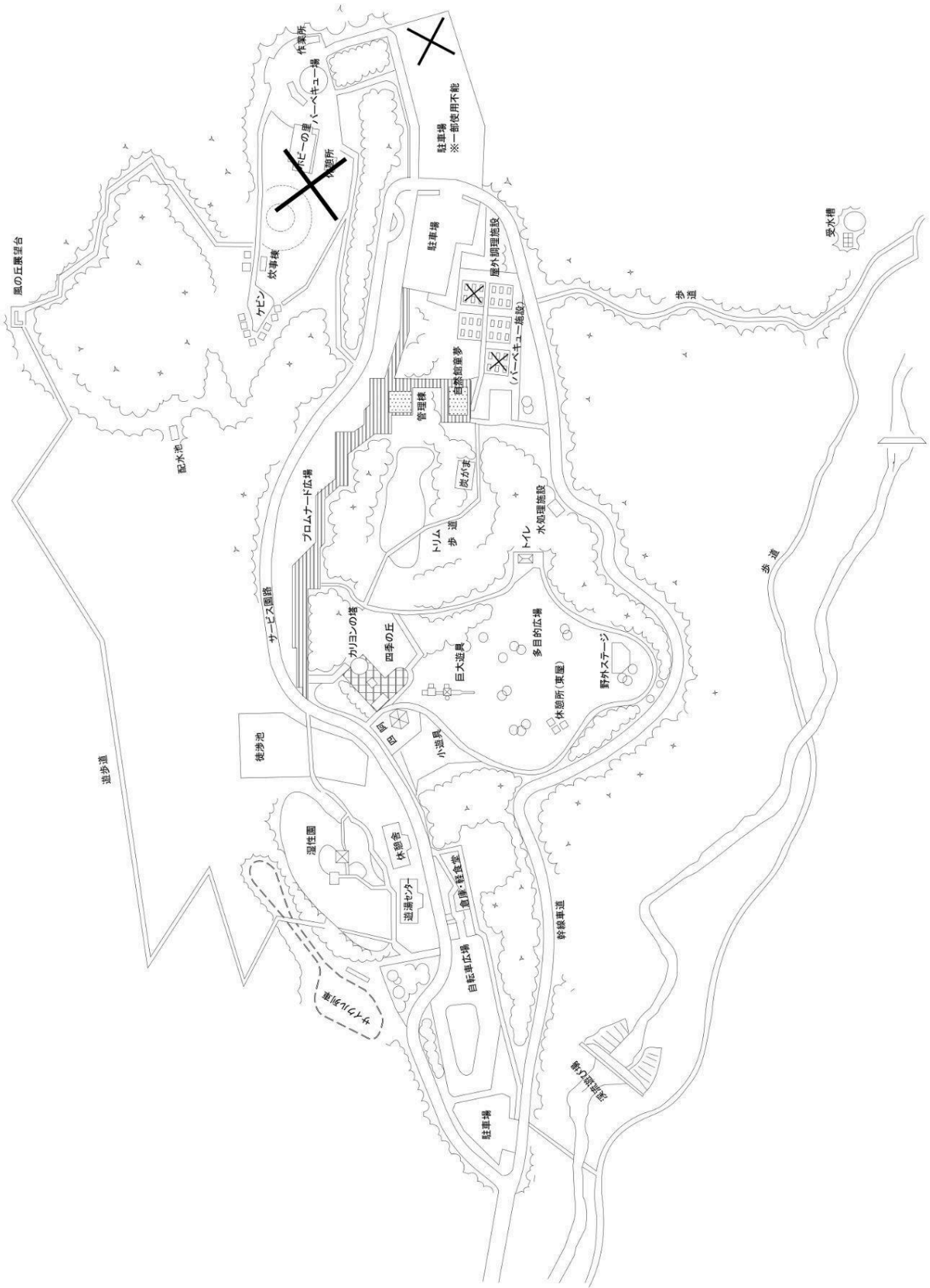
## 位置図



S=1/5,000

この地図は那須塩原市電子地図サービス「那び〜る！」の情報を利用しています。

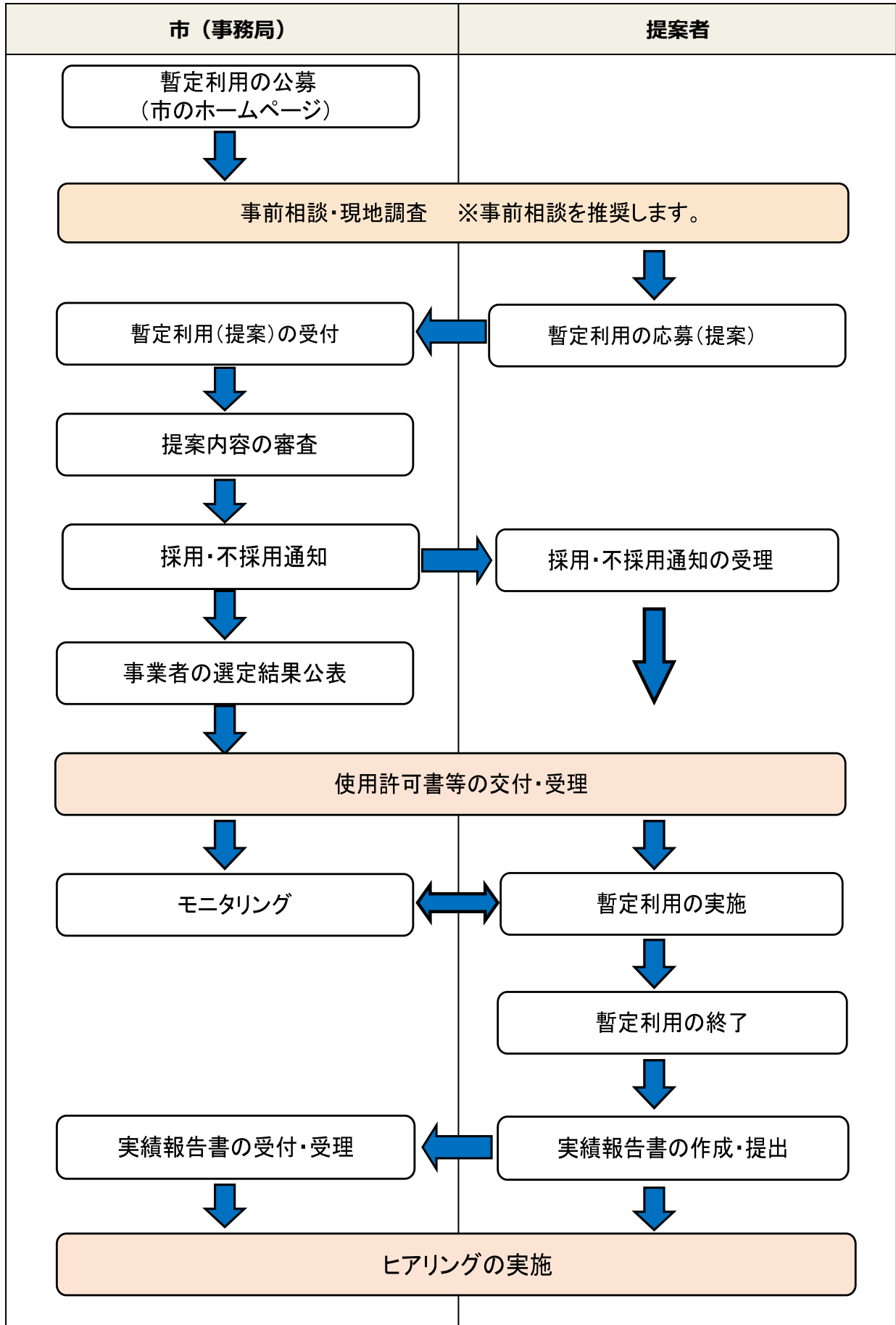
# 箱の森プレイパーク配置図



## 6 トライアル・サウンディングの流れ及びスケジュール

1	事業の募集・実施期間	令和8年6月11日（木）～令和8年11月30日（月）
2	事前相談・現地調査 ※希望者のみとしますが、事前相談を推奨します。	令和8年6月11日（木）～令和8年10月1日（木） 市と日程調整の上、随時実施。 希望者は9 応募方法(2)事前相談及び(3)現地調査に示す「事前相談申込書」「現地調査申込書」を提出してください。
3	暫定利用受付期間	令和8年6月11日（木）～令和8年10月1日（木） 暫定利用を希望する民間事業者等から提案を受付 提案時には、9 応募方法(1)提出書類に示す書類を提出してください。
4	内容審査 （採用・不採用）	提案内容を審査します。 このトライアル・サウンディングの趣旨に合致する暫定利用の場合、実施事業として採用します。
5	使用に要する許可等	審査を通過した事業は、指定場所について使用許可となります。
6	暫定利用期間	許可内容に応じた暫定利用を実施 利用期間は原則1か月以内 ※提案内容によっては、延伸または短縮できるものとし、市と協議の上決定するものとします。 ※各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。
7	モニタリング及びヒアリング 実績報告書の提出	暫定利用中及び終了後に実施 13モニタリング及びヒアリングに示す書類を提出してください。 実績報告書提出期限：暫定利用終了後、2週間以内

## 箱の森プレイパークにおけるトライアル・サウンディング実施フロー



## 7 参加資格条件等

### (1) 応募者の条件

- ① 応募者は、事業内容を実行できる意思と能力（運営力、財産力等）、資格、技術及び組織（人員体制）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。
- ② 応募者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体等）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に暫定利用者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
- ③ 応募者は、市及び必要に応じて施設管理者等との協議・調整が可能な能力を有し、暫定利用に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者としてします。

### (2) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、暫定利用者及び暫定利用者の構成員になることができません。応募後においても同様の取扱いとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けている者
- ③ 利用申請書提出時点で、那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続き開始の申立てがなされている者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- ⑦ 市税等を滞納している者

### (3) その他失格事項

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 本募集要項に定める手続きを遵守しない場合

## 8 暫定利用に関する留意事項

### (1) 施設使用料

暫定利用に係る箱の森プレイパーク施設使用料は免除（無料）とします。ただし、暫定使用に伴い、水道光熱費等が発生する場合は、相当の負担額を徴収することがあります。

### (2) 暫定利用期間

提案に基づく暫定利用の期間は原則1か月以内とします。ただし、提案内容によっては、延伸または短縮できるものとし、市と協議の上決定するものとします。

### (3) 実施期間

令和8年6月11日（木）～令和8年11月30日（月）

休村日の他、利用上の都合又はやむを得ない事情がある場合には使用を不可とします。

### (4) 実施時間

開村時間内で利用を希望する時間帯

開村日 水曜日を除く毎日：午前9時00分から午後5時00分まで

（水曜日は休村日ですが、水曜日が祝祭日の場合は開村し、翌日が休村日となります。）

※搬入・搬出時間を含む。なお、許可された暫定利用期間中において、物品等の搬入・搬出を毎日行っても、設置したままでもどちらでも可能とします。

### (5) 費用負担

応募に係る費用、暫定利用に関するすべての費用及び暫定利用後における原状回復に係る費用は、暫定利用者の負担とします。

## (6) 提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は暫定利用者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ② 暫定利用者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しません。
- ③ 暫定利用の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った暫定利用者が負うものとします。

## (7) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認するものとし、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属するものとする。

## (8) 守秘義務

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないでください。また、暫定利用に当たって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

## (9) その他

- ① 今後、利用者の募集をする際、トライアル・サウンディングへの参加実績は後の選定プロセスに影響をあたえるものではありません。
- ② 書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式1）を提出してください。
- ③ 暫定利用において施設内での破損・紛失・盗難など利用者及び第三者に生じた損害は、本市に故意又は重過失がある場合を除き、本市は責任を負わないものとします。

## 9 応募方法

### (1) 提出書類

- ① 利用希望者は、次の書類を各1部、募集期間中に市へ提出するものとします。なお、5 行政財産使用許可申請書は、提案事業採用後、市に提出して許可を受けてください。  
※ 2、3及び5の様式については、市ホームページからダウンロードできます。

提出書類	内容等	様式番号
1 提案事業概要	団体等名、事業名称、事業内容、施設の利用場所、スタッフ数（人員配置）、準備から撤収までの詳細スケジュール、実施期間における安全対策について記載すること	任意様式
2 誓約書		様式2
3 応募者調書		様式3
4 市町村税納税（完納）証明書	全税目・令和7年度分	
5 行政財産使用許可申請書		

- ② 提出方法は、持参又は郵送とします。持参の場合、提出時間は市役所開庁日（平日）の午前9時00分から午後4時00分までとし、土日祝日は受付できません。郵送の場合は、令和8年10月1日（木）の消印有効とします。

### ③ 提出書類の提出先

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2  
那須塩原市 産業観光部 ツーリズム推進課 観光施設係

### (2) 事前相談

- ① 暫定利用者より「様式4 事前相談申込書」の提出があった場合は、事前に市と日程調整を行った上で事前相談を実施するものとします。事業のスムーズな実施のため、事前相談を推奨します。
- ② 事前相談の有無が提案審査に影響するものではありません。
- ③ 事前相談に関する全ての書類作成及び提出等に係る費用は、暫定利用者の負担とします。

### (3) 現地調査

- ① 提出書類作成のために現地（施設）調査を希望する場合は、「様式5 現地調査申込書」を提出し、事前に市と日程調整を行った上で現地調査を実施することができるものとします。
- ② 現地調査に当たっては、施設管理者及び利用者へ迷惑を及ぼさないこと、また、施設運営に支障のない範囲で許可するものとします。

## 10 提案要件

### (1) 提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとする。

- ① 本施設の利活用に関するものであること。
- ② 確実に実施できる内容であること。
- ③ 公共施設等を利用する市民等の利便性やサービスが向上するものであること。
- ④ 暫定利用に当たって、市に財政負担を求めるものではないこと。

### (2) 提案の対象外となるもの

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥ その他、市が本制度との関連性が低いと判断する行為  
※物販やキッチンカー出店のみの提案は、本事業の対象外とします。

### (3) 特に期待する提案内容

広大な敷地を活かし、利用者が来村する際の楽しみとなるような賑わいのある場所、市民の皆様にとって楽しく身近な場所となるようなサービスの提案を期待しています。

また、施設の課題（老朽化・収支改善）を解決するような提案を歓迎します。

（例）

- ① 多目的広場及び野外ステージでのイベントや各種教室
- ② 若年層・子育て世代をターゲットとした新アクティビティ
- ③ 広大な自然環境や地形（傾斜等）を活かしたアウトドアスポーツの試行
- ④ 平日の稼働率を向上させるアイデア

## 11 提案審査

### (1) 提案審査

応募者の提出書類について、「別紙 塩原温泉家族旅行村（箱の森プレイパーク）トライアル・サウンディング提案審査表」に基づき、市において審査を行い60点以上かつ本事業の趣旨に合致する場合、暫定利用者として選定します。60点未満の場合は暫定利用者として選定しません。なお、内容に確認すべき事項がある場合は、個別ヒアリングを実施する場合があります。

### (2) 審査結果の通知

審査結果については、応募者全員に電子メールにより通知するとともに、市のホームページへ暫定利用者の名称、事業内容、実施予定日を公表します。また、使用許可となった暫定利用者に対し、行政財産使用許可書を交付します。なお、審査結果に対する異議は申立てすることができないものとします。

## 12 事業実施に関する留意事項

### (1) 責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行するものとし、トライアル・サウンデ

イングの実施に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとし  
ます。

## (2) 許可証の扱い

行政財産使用許可書が交付された暫定利用者は、当該許可書等に記載された条件を遵守し  
て公共施設等を使用しなければなりません。なお、使用期間中は、当該許可書等を携行し  
てください。

## (3) 事業終了時

原状復帰の上、返却してください。

## (4) 事業中止となる場合

提案した利用内容に反するなど、事業の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても  
改善が見られない場合は、暫定利用を中止することがあります。

## (5) その他の留意事項

### ① 暫定利用内容の変更について

- ・ 荒天等をやむを得ず暫定利用を中止する場合、又は極端に利用時間が短くなる場合  
は、市へ事前に連絡してください。

### ② 衛生関係について

- ・ 衛生管理を徹底し、販売品等の品質を確保してください。
- ・ 必ずゴミ箱を使用場所の直近の見やすい場所に設置し、自ら処分してください。

### ③ 食品・酒類の提供について

- ・ 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期してください。
- ・ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られていますが、暫定利用者の判  
断で消費者への配慮を行ってください。
- ・ 安全対策を万全にし、事故防止に努めてください。
- ・ 酒類の販売は禁止します。

### ④ インフラについて

- ・ 箱の森プレイパークのインフラ（電気設備や水道設備等）は、原則使用できません。  
必要に応じて暫定利用者の負担で用意してください。また、暫定利用により生じた排  
水は、箱の森プレイパーク敷地内で流さず持ち帰りの上、適正に処分してください。

### ⑤ 備品の利用について

- ・ 既存設備が老朽化しているため、暫定利用に必要な物品は暫定利用者が自ら用意して  
ください。

### ⑥ 不測の事態への対応について

- ・ イベント保険等に加入したうえで、自然災害、人為災害又は事故等あらゆる不測の事  
態に対して適切な措置を講じてください。

### ⑦ 苦情等の対応について

- ・ 暫定利用による事故や苦情等のトラブルには、責任を持って迅速に対応してくださ  
い。なお、発生した事故や苦情等のトラブルは、その内容を市に報告してください。
- ・ 来村者や近隣住民の生活に影響を与える行為（拡声器を使用した呼び込み、大音量で  
のBGM使用等）は禁止します。

### ⑧ 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・ 新型コロナウイルス感染症の位置づけは、「5類感染症」になりましたが、政府の  
「基本的感染対策の考え方」に基づき、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合  
理性や持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでください。

### ⑨ クマ等出没時の安全対策について

- ・ 近年、本市においてもクマ等危険鳥獣の目撃情報が多発していますので、十分注意の  
上、事業を実施してください。
- ・ 万が一、クマ等が出没した際は、まずは警察へ110番通報してください。
- ・ 市のホームページで、クマ等の目撃・被害情報などを公開しています。

### ⑩ その他

- ・ 事業終了後に使用中の写真を提出していただきますので、状況写真を撮影してくださ  
い。
- ・ 本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令及び本市条例を遵守してください。
- ・ その他不明な点については、本市と協議するものとします。その協議が折り合わなけ  
れば、市の指示に従っていただくものとします。

### 13 モニタリング及びヒアリング

#### (1) モニタリングの実施について

市は、使用の様子を客観的に観察し、効果等を検証します。暫定利用者は、使用期間中に市が実施するモニタリング調査に協力するものとします。有効なモニタリング調査とするため、利用者への声かけなど、積極的な実施に御協力をお願いします。

#### (2) 事業報告書の提出・ヒアリングの実施について

暫定利用者は、事業終了後2週間以内に、次の提出書類に記載の資料等を本市に提出してください。また、実績報告書等が提出されたのちに、本市が暫定利用者から使用についての感想、民間活力導入アイデア（事業内容・手法・条件等）を伺うため、ヒアリングの場を設けますので御協力ください。

#### ◇提出書類（事業終了後2週間以内）

提出書類	内 容	様式番号
実績報告書	事業継続判断、事業実施利点、事業採算性、課題等	様式6
実施中の写真	暫定利用中の様子が分かるもの	
収支報告書	実施に係る各項目ごとの収支が分かる書類	任意様式

### 14 担当課（事務局）

那須塩原市 産業観光部 ツーリズム推進課 観光施設係

電話：0287-74-2618

メール：tourism@city.nasushiobara.tochigi.jp